

伊万里市電子入札執行要領

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

告示第 1 9 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務委託に係る電子入札の執行に関し、伊万里市契約規則（平成 2 1 年規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が行う入札又は見積書の徴取に関する事務を市の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札又は見積書の徴取をいう。
- (3) 紙入札 電子入札システムを使用しないで書面により行う入札又は見積書の徴取をいう。
- (4) I C カード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）に対応しているカードをいう。

(対象案件)

第 3 条 電子入札を行う対象案件は、工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務委託のうち市長が指定するものとする。

(参加者の範囲)

第 4 条 電子入札に参加できる者は、伊万里市競争入札参加者の資格等に関する規則（平成 2 0 年規則第 4 0 号）第 2 条の規定により有資格者名簿に登載された者

又は建設工事共同企業体取扱要領第9条の規定により有資格共同企業体名簿に登載された者のうち、次条の規定による利用者情報の登録を行ったものとする。

(利用者情報の登録等)

第5条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ電子入札システムの利用に必要な情報（以下「利用者情報」という。）を電子入札システムに登録しなければならない。

- 2 利用者情報を登録する際には、ＩＣカードを使用しなければならない。
- 3 利用者情報を登録する際に使用したＩＣカードが失効した場合は、新たに取得したＩＣカードにより再度利用者情報を登録しなければならない。
- 4 登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(ＩＣカードの名義等)

第6条 ＩＣカードの名義人は、伊万里市競争入札参加者の資格等に関する規則第2条に規定する有資格者名簿に登載された個人若しくは法人の代表者又は代表者から入札、見積り若しくは契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

- 2 電子入札に参加しようとする者が建設工事共同企業体取扱要領第9条の規定により有資格共同企業体名簿に登載された建設工事共同企業体である場合のＩＣカードの名義人は、当該建設工事共同企業体を代表する構成員の代表者又は受任者とする。
- 3 名義人の変更等により利用者情報登録済のＩＣカードが使用できなくなった場合は、速やかにＩＣカードを再取得するとともに、前条第3項の手続を行わなければならない。

(案件登録)

第7条 市長は、電子入札を行う案件を電子入札システムに登録するものとする。

(公告、通知等)

第8条 市長は、一般競争入札を電子入札で行う場合には、入札公告に電子入札に

より実施する案件である旨を明記しなければならない。

- 2 市長は、指名競争入札及び見積書の徴取を電子入札で行う場合には、指名の通知又は見積りの依頼（以下「指名通知等」という。）を電子入札システムにより行うものとする。

（入札参加申請）

第9条 電子入札で行う一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告に定める入札参加申請書及び入札参加申請の必要書類（以下「申請書等」という。）を電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、申請書等の提出方法について、入札公告で電子入札システムを使用する以外の方法を記載している場合は、この限りでない。

- 2 市長は、申請書等を受理したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

（入札書等の提出）

第10条 入札参加者は、市長があらかじめ指定する入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出締切日時までに、電子入札システムに入札金額又は見積金額（以下「入札金額等」という。）、電子入札システムが保有するくじ機能（以下「電子くじ」という。）で使用する3桁の数字（以下「くじ番号」という。）等の必要事項を入力し、入札金額等の積算内訳書を付して送信することにより入札書等を提出しなければならない。

- 2 市長は、入札書等を受理したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

- 3 入札参加者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市長に紙入札移行承認願（別記様式）を提出し、承認されたときに限り、紙入札での参加ができるものとする。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、電子入札における入

札書等提出締切日時までに再発行される見込みがない場合（当該再発行の手続が確認できる場合に限る。）

- (2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新たな名義人によるICカード取得手続中の場合（当該取得手続が確認できる場合に限る。）
- (3) ICカード認証局においてトラブル等が生じている場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、入札参加者の責めに帰することができない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合

5 市長は、紙入札移行承認願を承認した場合には、速やかに当該入札参加者を紙入札による参加者（以下「紙入札参加者」という。）として登録し、当該入札参加者に対して、以後、電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。

6 紙入札における入札書等の提出期限は、電子入札における入札書等の提出締切日時とし、くじ番号を記載した入札書等及び入札金額等の積算内訳書を、当該電子入札案件の名称及び入札参加者の氏名又は名称を記入した封筒に入れ、のり付けして封印した後、提出しなければならない。

7 入札書等の提出締切日時までに入札書等を提出していない入札参加者（入札を辞退した者を除く。）については、棄権したものとして取り扱う。

（入札の辞退）

第11条 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加者が辞退するときは、書面により辞退届を提出しなければならない。

（開札）

第12条 市長は、電子入札システムにより開札を行うものとする。

2 市長は、紙入札参加者がある場合は、電子入札システムによる開札前に委任状等の紙入札における所要の確認を行った後、入札書等の入った封筒を開封し、入札金額等及びくじ番号を電子入札システムに登録し、当該紙入札参加者（代理人

を含む。次項において同じ。) に対し、正しく入札金額等及びくじ番号が登録されたことを確認させるものとする。

- 3 前2項の場合において、開札に立ち会う紙入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

- 第13条 市長は、開札をした結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(落札者となるべき者がいない場合の措置)

- 第14条 市長は、開札をした結果、落札者となるべき者がなく再度の電子入札(再々度の電子入札を含む。以下同じ。)に付するときは、再度の電子入札に係る入札書等の提出締切日時を指定し、電子入札システムにより入札参加者(再度の電子入札に参加できない者を除く。)に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話、ファックス等の方法により通知するものとする。

- 2 市長は、落札者となるべき者がなく電子入札を中止するときは、電子入札システムにより入札参加者に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話、ファックス等の方法により通知するものとする。

(落札者決定の保留)

- 第15条 市長は、落札者の決定に一定以上の時間を要すると判断したときは、落札者の決定を保留することができるものとし、落札者の決定を保留した場合には、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話、ファックス等の方法により通知するものとする。

(落札者決定後の措置)

- 第16条 市長は、落札者が決定したときは、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、紙入札参加者に対しては、書面により通知するものとする。

(日時、入札方法等の変更等)

第17条 市長は、電子入札を行う案件の登録後、天災、広域停電、電子入札システムの障害等により電子入札システムの使用が一時的に困難となった場合において、入札書等の提出締切日時、開札日時等の変更が必要と判断したときは、当該日時等を変更することができる。

2 市長は、電子入札を行う案件の登録後、天災、広域停電、電子入札システムの障害等により電子入札システムの使用が困難となった場合において、電子入札の確実な実施が見込めないと判断したときは、紙入札に変更し、又は電子入札を中止することができる。

3 前2項の規定により、電子入札の日時等を変更し、又は電子入札を中止した場合は、市長は、入札公告、指名通知等の変更を行うなど適切な措置を取るものとする。

(電子ファイルの作成基準)

第18条 電子ファイル(電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。以下同じ。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、別表のとおりとする。

2 電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は、ZIP形式とする。ただし、自己解凍方式は認めない。

3 入札参加者は、コンピュータウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に必ずコンピュータウイルス感染のチェックを行わなければならない。

4 市長は、提出された電子ファイルがコンピュータウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、当該電子ファイルを提出した入札参加者に対し、コンピュータウイルスに感染している旨を連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

(ICカード等の不正使用等)

第19条 市長は、入札参加者がICカード又はユーザID等(以下「ICカード

等」という。)の不正使用等(他人のＩＣカード等を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合等をいう。以下同じ。)をしたときは、次の各号に掲げるＩＣカード等の不正使用等が判明した時点の区分に応じ、当該各号に定める取扱いができるものとする。

(1) 開札までにＩＣカード等の不正使用等が判明した場合 当該入札参加者について、当該案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済のものは、当該入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに落札者によるＩＣカード等の不正使用等が判明した場合 落札決定を取り消す。

(3) 契約締結後に落札者によるＩＣカード等の不正使用等が判明した場合 契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。

2 前項に定めるもののほか、当該不正使用等をした入札参加者に対し、指名停止等の措置をとることができる。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和7年2月1日から施行し、同日以後に公告、通知又は見積りの依頼を行う入札又は見積書の聴取から適用する。

(準備行為)

2 第5条の規定による利用者情報の登録その他電子入札の執行のために必要な準備行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 18 条関係）

アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
Microsoft Word	doc 又は docx 形式
Microsoft Excel	xls 又は xlsx 形式
その他のアプリケーション	P D F ファイル（AdobeReader で開くことができるもの。pdf 形式。） 画像ファイル（jpeg、tiff 又は gif 形式）